# 東京アクアシンフォニー協賛要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、お台場海浜公園水域の噴水施設「東京アクアシンフォニー」（以下「噴水」という。）の趣旨に賛同する法人、その他団体又は個人（以下「企業等」という。）が、東京アクアシンフォニー実行委員会（以下「実行委員会」という。）に協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

（協賛の種類）

第２条　この要綱において、協賛とは、企業等が実行委員会に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

（１）資金協賛

実行委員会が実施する事業に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供

（２）物品協賛

実行委員会が実施する事業に要する物品（以下「協賛物品」という。）の提供

（３）その他協賛

前各号に該当しない便益の供与等（役務の提供や著作物の利用許諾等をいう。）で、実行委員会が認めるもの（当該供与に係る便益を以下「協賛便益」という。）

２　前項第２号に規定する協賛物品及び同項第３号に規定する協賛便益の具体的な内容、条件等は、実行委員会と協賛を申し込む企業等（以下「申込者」という。）が協議して決定する。

（協賛の申込み等）

第３条　申込者は、東京アクアシンフォニー協賛申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）を実行委員長に提出するものとする。

２　実行委員長は、前項の申込書の提出があった場合、第９条第１項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに受理し、申込者に対して東京アクアシンフォニー協賛受理書（様式第２号。以下「受理書」という。）により受理した旨を通知するものとする。

（協賛金の納入等）

第４条　資金協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員長が指定する口座に協賛金を納入することによって行うものとする。

２　実行委員長は、協賛金を納入した申込者が領収書の発行を希望するときは、領収書を

発行することができる。

（協賛物品の納入等）

第５条　物品協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員長が指定する方法により、協賛物品を納入することによって行うものとする。

２　申込者は、実行委員長の求めに応じ、協賛物品に関し必要な資料等を実行委員長に提出するものとする。

３　実行委員長は、協賛物品を納入した申込者が希望するときは、受納書を発行することができる。

（その他協賛の実施等）

第６条　その他協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員長が指定する方法により、協賛便益の供与等を実施することによって行うものとする。

２　申込者は、実行委員長の求めに応じ、協賛便益に関し必要な資料等を実行委員長に提出するものとする。

３　申込者がその他協賛を行ったとき、実行委員長は、申込者に対し実施状況の報告を求めることができる。

（協賛の特典等）

第７条　第４条第１項の規定により協賛を行った申込者の特典は、別表「東京アクアシンフォニー協賛特典一覧」（以下「特典一覧」という。）のとおりとする。

２　前項において実行委員長が必要と認めるときは、特典一覧に規定する特典以外の新たな特典を追加することができる。

３　第５条第１項又は前条第１項の規定により協賛を行った申込者の特典は、実行委員長が協賛の内容等を踏まえ決定する。

（協賛金等の使途）

第８条 協賛金は、その全てを実行委員会の経費に充て、協賛物品及び協賛便益は、実行委員会が実施する事業の用にのみ供するものとし、いずれも目的外には一切使用しないものとする。

（協賛申込みの不受理等）

第９条　実行委員長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知する。

（１）　特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は噴水を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者

（２） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
（３） 法令又は公序良俗に反する者
（４） 噴水の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
（５） その他、実行委員長が不適当と判断する者

２　実行委員長は、申込書を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は協賛を取り消すものとし、申込書を受理された者に対し、その旨を通知するとともに、協賛金又は協賛物品については原則として返戻する。

（補則）
第 10 条　この要綱に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は、別に定める。

附則
この要綱は、令和７年９月 19 日から施行する。
附則
この要綱は、令和８年２月 12 日から施行する。
附則
この要綱は、令和８年２月 13 日から施行する。
附則
（施行期日）
１　この要綱は、令和８年 11 月５日から施行する。
（適用区分）
２　改正後の別表「東京アクアシンフォニー協賛特典一覧」⑤に関する規定は、改正前の申込者についても適用する。